

令和7年度 第1回 千葉県いじめ問題対策連絡協議会（概要）

日時：令和7年8月5日（火）午後2時30分～午後4時30分

会場：千葉県教育会館 本館 303会議室

1 開 会

2 千葉県いじめ問題対策連絡協議会長（千葉県教育委員会教育長）挨拶

3 会員紹介

4 説 明

（1）千葉県いじめ問題対策連絡協議会の概要について

千葉県いじめ問題対策連絡協議会について、事務局より説明。

5 協 議

（1）いじめ問題の状況について

千葉県のいじめに関する状況等について、事務局より説明。質疑応答。

【意見・質疑応答】

・特になし

（2）いじめ問題対策に係る各機関・団体の意見交換

いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況等について

各機関・団体の取組状況（資料「いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況等」参照）を確認し合い、これに基づいて質疑応答並びに意見交換。

【意見・質疑応答】

〈議長〉

- ・各機関・団体の取組について、事前に2つの質問を受けており、該当する団体から回答をお願いしたい。
- ・1つ目は、「デジタル・シティズンシップ教育の研修」及び、「情報モラル教育のカリキュラム」についての質問である。

〈千葉県総合教育センター〉

- ・当センターでは、情報モラル教育の新たな展開として「デジタル・シティズンシップ教育」に焦点を当てた希望研修を行っている。現代社会に不可欠なデジタル機器やネットをうまく利用し、役立てていくために必要な能力や「問題は起こる」ことを前提にその解決方法を考える、デジタル・シティズンシップの考え方を学び、教員の指導力向上を目的に研修を実施している。
- ・研修では、国際大学GLOCOM（グローコム）の有識者を講師に迎え、SNSトラブルなど現場で直面する課題に対して、協議や演習を通じて対策を検討する機会を設けている。児童生徒が一人一台端末を活用する現状を踏まえ、学習用端末と私的利用端末の違いを理解し、場面に応じた使い方や考える力を教員が身に付け、児童生徒の指導にいかせるように研修を進めているところである。

〈学習指導課〉

- ・児童生徒の学年が上がるにつれて次第に情報機器などを日常的に使うため、学校や児童生徒の実態に応じた対応が学校教育に求められている。小学校の学習指導要領では、社会、道徳、総合的な学習の時間で、情報モラルについて記述されている。さらに中学校の学習指導要領では、国語、社会、数学、音楽、技術家庭、道徳、総合的な学習の時間において同様の記述がある。様々な教科にわたって、情報モラルを身に付けさせる指導がカリキュラムに組み込まれている現状がある。
- ・例えば、小学校5年生の道徳では、SNSを通じて知り合った人と、実際に会う約束をしてしまった小学校5年生が、女の子が連れ去られた事件のニュースに接し、急に不安になるというエピソードを題材とし、当該児童の問題点、どのようにアドバイスをするか、また、自分が今後気を付けたいと考えたことは何かを、教室で話し合うといった教材がある。
- ・学習指導課のICT教育推進室では、ICTを効果的に活用するために発行しているGIGAスクール通信で情報モラル教育の好事例を紹介している。
- ・県教育委員会のホームページにICTを活用する際に必要となる情報モラルなどについて学べる情報モラル学習リンク集を開設している。

〈議長〉

- ・2つ目は、「GIGAスクール構想に伴うサイバーセキュリティ対策」について、具体的には、どのような取組なのかという質問である。

〈県警サイバー犯罪対策課〉

- ・この施策は千葉市内の小学校におけるサイバーセキュリティ対策で、令和4年度から開始した。GIGAスクール構想の進展により、ICTの環境が整備され、児童のインターネット利用が急速に進んでいる一方で、教育現場では、なかなか教職員・児童ともに、ネットリテラシー教育の具体的な実施方法を模索している状況が当時見受けられた。この施策では、児童のみならず、教職員を対象にして、ネットリテラシーの向上を目的に、各関係機関と連携を図りながら取り組んでいる。
- ・元々、千葉県警察では、各学校の依頼に応じた出前型の情報モラル教育を実施していたが、単発であったので、時間の経過とともに、SNSの危険性などに対する意識が薄れてしまうという課題があった。そこで、年間を通じて、この施策では、学校と連携しながら、継続的に取り組む体制を図っている。
- ・具体的な内容としては、インターネットとは何か、コメントの影響、パスワードの管理、個人情報の扱いなど、県警で作成した各種テーマに基づくコンテンツを実際に授業で活用していただいている。対象は現在小学校5、6年生で、学年に応じた内容で指導していただいている。
- ・導入初期には、県警職員が学校を訪問して、授業のサポートや質疑対応などを行って、児童のみならず、教職員の理解を深めながら進めていた。これによって、先生方のインターネットリテラシーの向上に繋がると考えている。今年度は、千葉市内の3つの小学校と連携して実施している。総合的な学習の時間を活用するパターンや、ICT委員会というものを設置して、委員会活動として実施するパターンなどその学校に合わせ、最適な形を模索しながら、実施している。
- ・興味があれば、県警サイバー犯罪対策課まで連絡いただければと思う。

〈議長〉

- ・次に、いじめ問題対策に係る意見交換を行う。今回は、事前にいただいた意見を踏まえ、3つの観点について、皆様と意見交換をする。
- ・1点目は、昨今、非常に大きな問題となっている「ネットいじめ」について、本協議会の構成機関である、ネットいじめ対策専門部会で協議している。その協議内容の報告を求める。

ネットいじめ対策専門部会部会長より「ネットいじめ対策専門部会」の協議内容(資料「ネットいじめ対策専門部会報告書」参照)を報告。

〈議長〉

- ・ネットいじめについて、追加の説明等を求める。

〈健康福祉政策課〉

- ・千葉県健康福祉政策課人権室では、県民に人権についての正しい知識と認識を深めていただくため、こどもなどの様々なテーマの人権啓発DVDの貸出を行っている。
- ・職場での研修や、学校での児童・生徒向けの上映も可能で、小学生・中学生・高校生向けなど対象者に合わせて選べるような内容になっている。
- ・スマホによる「個人情報流出」や「ネットいじめ」「SNSでの出会い」などのテーマのDVDを利用した高校からは、「生徒にとって、身近で関心の高いテーマで多くの生徒が集中して視聴することができた。視聴後に考える時間が設けられていたこともよく、生徒の情報モラルや人権意識の向上に繋がると考える。」といった感想があった。
- ・「道徳」や「こども」をテーマにしたDVDを利用した小学校からは、「アニメで作成された作品ということもあり、こども達が知っているキャラクターによる説明で、こども達が熱心に視聴してくれた。物語の内容がとてもわかりやすく、こども達が自分を投影して見ることができた。動画視聴後の感想には、『自分の心はとても大切』などの言葉が出た。」といった感想があった。
- ・手続きやDVD一覧は千葉県ホームページの「人権のページ」に掲載している。学校への周知は、年度末に行っているが、教育委員会と相談しながら改めて周知を図れればと思う。

〈NPO法人企業教育研究会〉

- ・DVD以外で再生できるものはあるのか。

〈健康福祉政策課〉

- ・新しいものではY o u T u b eなどで再生できる内容もある。教職員に対してはオンデマンドで見られるような対応を行っている。

〈NPO法人企業教育研究会〉

- ・Y o u T u b eでは、学校のフィルタリングがかかる場合もある。
- ・ホワイトリストを作って、安心して見られるような取組も効果があると思う。

〈県民生活課〉

- ・当課では、ネットパトロールを行っている。事業者へ委託をして県内の中学校、義務

教育学校、高等学校、特別支援学校の生徒が問題のある書き込みをしていないかを監視している。問題のある書き込みなどを発見した場合は教育委員会等に連絡をし、当該生徒への指導をお願いしている。

- ・いじめという観点の内容については、誹謗中傷、自他の個人情報、非行（飲酒など）等の不適切なものがあれば、連絡している。
- ・令和6年度の実施状況は、問題のある書き込みをした生徒の総数1,190人、そのうち特に問題のある書き込みは83件であった。問題のある書き込みとは、自分の名前、顔写真がどこの誰かわかるような状況で投稿しているものである。特に問題のある書き込みというのは、住所、いじめに発展するような誹謗中傷などである。
- ・年度当初に、各学校で使われている隠語やキーワードを、全学校に対してアンケートをとっている。外部から見れば全くわからないような内容でも、そういったアンケートを実施することによって、より確度の高いネットパトロールを実施できている。
- ・今年度も実施しており、件数も例年と変わらないような状況で推移をしている。

〈議長〉

- ・仲間内だけのSNSで拡散することがあるが、そのような場合ネットパトロールの効果はどうか。

〈県民生活課〉

- ・SNSで公開して投稿しているもの、グーグルマップへの書き込み、学校をまとめたサイトへの書き込み、公開されているものはすべて監視の対象になっているが、閉じた仲間内のLINEや、非公開の投稿は、監視はできない。それを補うために、当課においても、啓発講演を合わせて実施している。

〈NPO法人企業教育研究会〉

- ・昨年度と今年度では、事業者は同じなのか。非公開の投稿についても監視ができるような技術を事業者がもっているのか教えてもらいたい。

〈県民生活課〉

- ・昨年度も今年度も事業者は同じである。現状においては閉じた内容について、見ることはできない。

〈NPO法人企業教育研究会〉

- ・秘密のアカウントや裏アカウントから投稿されるものは見ることはできない。そうであるならば、ネットパトロールを実施していることを知らせたり、ネットパトロールに引っかかるように表に出すなどの取組をしてみてはどうだろうか。通信の自由との関連もあると思うが。

〈議長〉

- ・次に、「性被害・性加害の防止や対応」についてである。この事柄について、問題提起をした千葉県弁護士会の発言を求める。

〈千葉県弁護士会〉

- ・性暴力が絡むいじめ事案が増加傾向にあるとの実感が、複数の県内の弁護士から挙がっている。また、スクールロイヤーを担う弁護士と、スクールカウンセラーとで勉強

会を定期的に行っているが、直近の勉強会のテーマが、「児童生徒同士の盗撮（性加害）事案」であった。事案発生後の学校における対応も、通常のいじめ事案とは異なる点（特にセンシティブな情報である点）があり、県教委として何らかの対策の準備があるのか（ガイドライン等）等を尋ねたい。

〈議長〉

- ・「性被害・性加害の防止」ということで、はじめに現場の校長の考えを伺いたい。

〈千葉県高等学校長協会〉

- ・昨今、報道等でもあるように、例えば学校内で盗撮があったり、生徒同士で性暴力があったり、そのような状況があると思う。防止については、学校種にかかわらず、県からの通知をもとに、色々な注意喚起を行ったり、SNSやデートDVに関する講演会を行ったりして、日頃から適切な人間関係を作るように、実施している。また、校内でのスマホの使い方、トイレや教室の不審物への対応などについて方針を出しているところである。
- ・いざ、事故が起こった時には、生徒に対応していかなければいけないが、管理職も含めて全ての教職員が適切にその事故に対して対応できるのかを一番懸念をしているところである。一部、非常に勉強したり、自分のスキルを高めたりして対応できる教員がいたとしても、実際、事故が起きた現場に、その教員がいないために、本当に対応が悪くなってしまうということは、生徒・保護者に対して、我々は顔向けできないので、どんな教員が対応しても、ある程度しっかり対応できるような体制を整えていきたいと思っている。
- ・高校では、男性教員が非常に多いような状況で、性被害に遭われる方は、比較的女性が多いと聞いているので、それについてもしっかりと対応しないといけないと思っている。
- ・また長い期間トラウマになったり、フラッシュバックが起きたりということもあり、学校の中の知見だけでは対応しきれないので、事故が起こったときの対応については関係する機関等と連携しながら、進めていく必要がある。
- ・他県、他の自治体では、性被害・性加害が起こった時の対応マニュアルなど、整備しているという話を聞いている。千葉県もそういうものを参考にしながら、学校で、児童・生徒が安心して安全に学校で暮らせるような状況を作っていけたらと思う。

〈議長〉

- ・この問題に関連して意見はあるか。

〈子どもと親のサポートセンター〉

- ・昨年度、当センターに寄せられた「いじめ」や「性被害」に関する相談のいくつかを紹介する。
- ・「いじめ」に関連する性被害の事例として、中学生女子への元交際相手からの付きまといについて、祖母から相談があった。「孫が現在の交際相手と一緒にいる際、元交際相手が友人とともに後をつけたり、家の前で大声を出したりするなどの迷惑行為が続いている。すでに学校や警察に相談しているが、今後どう対応すればよいか。」という内容だった。また、「高校生女子が体臭を理由にいじめを受けている。」という相談が、同じ高校に通う男子生徒から寄せられた。「クラス内の女子グループから、体臭を理由に一人の女子生徒が繰り返しからかわれている。どうしたらよいか。」

という相談だった。

- ・「性的な問題」に関する相談では、高校生女子に、性的な動画が一方的に送られてきたことについて、母親から相談があった。「同級生の男子生徒から、娘のスマートフォンに男性器の動画が送信された。夕方に学校で先生から説明を聞く予定だが、どのように向き合えばよいか。」というものだった。また、小学生男子が、友人からプライベートゾーンを触られているという件で、母親から相談があった。「息子が友だちからプライベートゾーンを触られる行為を受けており、担任の指導後も継続している。」という今後の対応についての相談であった。
- ・当センターでは、本人や保護者、同級生などから、電話やSNSを通じて相談が寄せられている。相談者の話を丁寧に聴き、気持ちに寄り添いながら、必要に応じて対応策について提案したり、専門機関を紹介したりしている。ケースによって、個人が特定できるようなものがあれば、学校や市町村教育委員会、関係課等に情報提供し支援につなげているが、電話やSNSで情報をうまく聴き出すことに難しさも感じている。

〈議長〉

- ・性加害児童生徒に対する防止や対応について、関係機関の意見を伺いたい。

〈県警少年課少年センター〉

- ・事件化に至らなかった場合に、警察が実施することがある加害少年への指導について話す。
- ・性に関わる事案については、被害者側が羞恥心や、捜査での精神的な負担など、様々な理由から事件化を望まないことがあるが、被害少年やその保護者、学校が加害少年の再非行を懸念して、警察での指導を希望することがある。そうした場合に、加害少年の保護者からの了解を得た上で、少年補導専門員という専門職員が加害少年に、継続的に指導を行うことがある。指導している例としては、「下級生や同級生の体を触る」、「学校内、バス、電車等で、盗撮をする」、「SNSで卑猥なメッセージを送信する」、「SNSで性的な画像を要求する」などがある。
- ・指導方法は、加害少年の親子に来所してもらい、定期的に面接をしている。内容については、個々の状況によって異なるが、例えばわいせつ行為をした少年が性について、誤った認識を持っている場合は、ワークブックなどを利用して、プライベートゾーンについて、説明したり、真の同意とは何かということを繰り返し指導し、性について正しい知識を身に付けさせるように指導を行っている。また少年がスマートフォンなどで有害な性的動画を簡単に見られるような環境である場合には、保護者に対してフィルタリングをかけるように助言をしている。
- ・発達障害の特性などから、人の気持ちを想像するのが難しかったり、人との距離感が掴めなかったりする少年については、ソーシャルスキルトレーニングを取り入れて指導している。通院中の少年については、医療機関と連携して、医師の同意を取り付けながら対応している。少年によっては、このぐらいはいいのではないかと、自分の行為を過小評価している場合もあるので、意図的に面接の場所を警察署にして、自身の行った行為にしっかり向き合わせて、繰り返し振り返りを行わせて指導が定着するように、工夫をしている。
- ・警察における指導なので、行為が犯罪行為であること、事件化された場合にはどうなるのかという客観的な事実を明確に伝え、再非行すれば、退学になってしまうこともあり、場合によっては、家族みんなで転居を求められるようなことを、十分に理解さ

せて、事の重大性を認識させるようにしている。性の問題に限られることではないが、これらの問題の背景には、少年の自己肯定感が低いことや、家庭や学校でのリアルな生活が満たされていないことも少なくないので、そうした点にも目を向けて、少年の気持ちや状況をしっかり把握して、少年自身の生活と心の安定、自己理解が進むように支援をしている。

- ・少年の指導については、学校関係者の方々、関係機関の皆様とも、適宜情報交換を行ったり、連携を図りながら対応している。

〈NPO法人企業教育研究会〉

- ・先週、令和7年版の警察白書が出されたが、「SNSを取り巻く犯罪と警察の取組」が特集されており、SNSに起因する事犯の学識別被害児童数及び小学生の被害児童数の推移が掲載されている。

〈千葉少年鑑別所〉

- ・私は、地域非行防止調整官の仕事をしている。仕事としては、鑑別所の中に、捕まって入ってくる少年だけではなく、地域の方や保護者の方、学校の先生から非行犯罪や子供に関する相談（大人の相談も含む）を受け付けており、それに対して、日々、相談に対応している。
- ・外部、地域の方からの相談は、あまり知られてないところではあるが、少年鑑別所としても、平成27年、10年前から力を入れて取り組んでいる。鑑別所は全国で52ヶ所あり、相談件数としては年間1万8000件ぐらいの相談が来ている。千葉少年鑑別所に関しては年間400件ぐらいの相談に対応している。
- ・少年鑑別所は、心理の専門機関の側面もあり、千葉少年鑑別所では、所長を含め管理職の半分は心理職であり、職員全体の4割程度は心理職の職員であるので、心理相談の形をとって対応している。
- ・県警少年センターと似た機能ではあるが、性加害児童生徒に対する対応については、相談をいただいた時には、どうしてこの性加害が起こったのかというアセスメントをする。そもそもの子供の育ちや、背景になった性に対する認識などについて、面接で本人や保護者、学校の先生から話を聞き、なぜ非行が起こったのか、なぜそういう非行が続いているのかを把握し、どう行動をしたらよいのか指導方法を考えていく形になる。
- ・法務省が小学館集英社プロダクションと協力して作成した「考えよう大切な心と体のこと」という、性被害者・性加害者にならないために関するプログラムがネットで公開されている。このプログラムを使って、境界線のことや性の同意などについて、一緒に学んでいくことも行っている。また、プログラムの中にワークブックがあり、このワークブックを使って考えていくこともある。ワークブックは性に限らず、暴力や窃盗、ルール違反など8種類の非行について対応している。
- ・学校の先生からの依頼としては、学校として指導したが、専門的な見地から見立てや対処指導をして欲しいという相談を受ける。また、保護者から性のトラブルがあり、保護者としてどうしたらいいか助言をいただけないかという形で、相談に応じることが多い。
- ・最近では、児童相談所からも依頼があって、児童相談所は、性の問題行動について、心理検査やコミュニケーションの課題について対応していく。役割分担として、少年鑑別所は、性に関する指導や支援を担っていく。関係機関の専門性を互いに活かしながら一緒にケースにあたることを今年試みている。非行犯罪の心理に関する専門機関

の見解のような形で、相談に応じているところである。ただ、県に1ヶ所しかないので、家庭訪問をするような機動力はあまりないが、来所していただければ、相談に応じている。関係機関のカンファレンスについては足を伸ばして行っており、ニーズに応じて取り組んでいる。

- ・ネットで調べていただければ、どんな機関か分かるので、ぜひ調べてもらいたい。そもそも地域の相談については、非行少年が大きく減少していて、鑑別所に入ってくる少年は20年前と比べて、4分の1ぐらいに減った。重大事件の数も、約20年前は殺人とか傷害致死のような被害者が亡くなる少年事件は年間全国で100件ぐらいあったが、令和5年は全国で年間20数件と減っており、今までは鑑別所に入所してくる少年に対して割いていたリソースを、地域の方で、非行に困ってる、いわば捕まる前の段階で、そこにリソースを割いていこうということで、地域援助に力を入れ始めた。
- ・学校関係者から相談を受けることは多い。特にスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーから相談を受けたり、非行犯罪に関する研修や講演を実施したりしているので、不明なところがあれば、連絡いただきたい。

〈千葉保護観察所〉

- ・保護観察所の立場から、性加害やいじめを含む非行少年に対する更生支援について説明する。保護観察所では、犯罪や非行をした人が社会の中で更生できるよう、保護観察官や保護司が協働して指導や支援を行っている。刑務所や少年院などのいわゆる矯正施設内で行われる施設内処遇とは異なり、本人が、社会の中で生活しながら更生を目指す「社会内処遇」を行っている。
- ・少年の場合、主に「保護観察処分少年」と「少年院仮退院者」が保護観察の対象となる。前者は非行により家庭裁判所から保護観察の処分を受けた少年で、後者は非行により家庭裁判所から少年院送致の処分を受け、その少年院から仮退院となった少年である。
- ・保護観察所では、国家公務員である保護観察官と、地域で支援する民間ボランティアの保護司が協働して、通常、月に2回程度、本人との面接を通じ、本人の生活や考え方に寄り添いながら指導・助言を行っている。
- ・性加害を行った少年に対しては、『性犯罪再犯防止プログラム』を実施し、歪んだ性認知の修正や被害者の気持ちの理解、自制心を育てる支援を行う。このプログラムは全5回のワークブックの構成になっている。保護観察対象者を対象とした調査（R2. 成人を対象）では、このプログラムで再犯率を一定程度低下させる効果があるという結果が出ている。ただしプログラムの受講を義務づけられるのは18歳以上で、18歳未満の場合は、基本的に任意という位置づけになる。
- ・加害者の更生支援だけでなく、被害者やその家族の相談支援も行っている。加害者が保護観察中であれば、被害者等に対して保護観察の処遇状況等の情報提供を行う「被害者等通知制度」や、被害者等の心情（被害者が未成年の場合は保護者も利用可能）を保護観察中の加害者に伝える「心情等聴取・伝達制度」などがあり、被害者等の立場に寄り添った支援も並行して進めている。
- ・非行に走った少年が二度と再非行を繰り返さず、社会の中で立ち直れるよう、また被害者等の不安や苦しみにも丁寧に応えていけるよう、関係機関と連携しながら取り組んでいきたい。

〈議長〉

- ・弁護士会からの問題提起で、県教育委員会の対策や準備という点が挙げられていたが、

それについて担当課から説明する。

〈児童生徒安全課〉

- ・まず対策については、学校で未然防止策という形で、国から出ているものだが、命の安全教育というものを全ての学校で行うことを推奨している。学校でゼロから始めていくのは難しいので、県教育委員会は子どもと親のサポートセンターのホームページに、文科省から出ている資料、それから独自の指導案を掲載しており、すぐに学校の先生方が取り組めるように準備している。全校の実施を目指している。
- ・また一方で事案発生後は、特に性被害・性加害など、性に係る問題については、被害児童生徒が大変大きな、心身の苦痛を伴うということは明らかである。まずは、いじめ事案として、または重大事態として、速やかに対応するように、各学校や各教育委員会に周知をしている。特に、被害児童生徒へのケアや、それから加害児童生徒への指導については、他のいじめ事案よりも、大変複雑であり、一層の配慮が必要である。学校だけで対応するのではなく、心理や医療、法律等の専門家の協力を得ながら対応するよう、指導助言をしている。
- ・当課では、今後、他の部局と連携しながら、児童生徒に係る性暴力防止に関する対応ガイドラインというようなものを作成していきたいと考えている。先ほどマニュアル等の整備もという話があったが、そういったことも検討している。他県の例を見ると、大変詳しく出ているものもある。それらを参考としながら、ここにいる先生方の御意見等を伺いながら、作成していければと考えている。
- ・本協議会に設置されているネットいじめ対策専門部会から報告がありましたが、この性被害・性加害に関して、例えば、この協議会の専門部会として、性被害・性加害の防止対策専門部会の設置の検討を当課としては考えている。
- ・本協議会の組織及び運営に関する要綱の第5条の3項には、教育委員会が必要と認めるときは、担当者会議に専門部会を置くことができるとされている。本協議会には様々な専門家がおり、こうした問題への知見、専門性を持っている。そうした専門家を中心として、専門部会の設置について、教育委員会もよく検討して、設置を決定した際には、改めて皆様にお知らせをしたいと考えている。
- ・専門部会において、例えば、先ほど話のあったガイドライン、マニュアルの作成にあたって、その専門部会の先生方の意見を伺いながら進めていくといというように検討している。

〈NPO法人企業教育研究会〉

- ・性被害者、性加害者は青少年だけについてなのか、それとも青少年だけにとどまらないのか。

〈児童生徒安全課〉

- ・いじめ問題対策連絡協議会は、学齢児童生徒の年代を対象にしている。基本的には学齢児童生徒だが、ガイドラインとか、マニュアルも考えなければいけない時に、県全体で1つの、大人も含めた大きなものを作っているところもある。または一方で、児童生徒に限って、作られているものもある。
- ・基本的には、子供たちが被害者、あるいは加害者になる、そういったものを念頭に考えている。SNSも含めた新しい犯罪、性被害等も含めて考えていくべきだと感じている。

〈NPO法人企業教育研究会〉

- ・インスタグラムやフェイスブックを運営しているメタ社が、子どもの性的脅迫被害を防ぐ啓発キャンペーン「STOP！セクストーション」を打ち出している。またインスタグラムでは、保護者の見守り機能付きの10代向けアカウントである「ティーンアカウント」を日本国内で順次導入することを発表している。企業がそういった対策を実施している。企業と連携することも大切であるとする。
- ・メタ社では、自分の児童ポルノ画像が仮に外に出たとしても、アップロードをAIが自動的に防いでくれる「Take It Down」というサービスも行っている。デジタルについての性被害については、技術によって防がれていくと思う。

〈議長〉

- ・このテーマについては以上とする。
- ・次に「いじめ事案に係る別室指導の対応や問題点」についてである。この事柄について、問題提起をした千葉県都市教育長協議会の意見を伺う。

〈千葉県都市教育長協議会〉

- ・市町村は、小中学校を所管している。先ほどの話もあったが、小学校低学年では、いじめの認知件数が多い。それぞれの自治体に学校現場の声が寄せられている。
- ・いじめ事案が発生すると被害と加害というような関係性が生じると考える。そこで、様々な対応をしていかなければいけないが、今回はその中の一例として、別室登校という部分について、それをキーワードに話をさせていただきたい。
- ・被害を訴える子供たちが、関係児童と物理的に距離をとるために、やむを得ず、別室に登校したり、或いは欠席をしたりせざるを得ないような場合がある。しかし、その当該の児童或いはその保護者から、なんで加害側が普通に学校生活を送っていて、被害を受けた自分或いは私の子供が、このように制限をされるのかというような声を聞くケースもある。その中で、少し発展すると、加害生徒を転校させるべきだとか、或いは被害者の私ではなく、加害者の方を別室に登校させるべきだとか、そういった処罰感情が発生してしまうというようなことも聞き及んでいる。
- ・このようなことが実際の学校の方に入ってくると、学校の方は、教育機関であるので、一律に誰かをどうするというようなことではなく、平等に取り扱って、学校教育を進めなければいけないという状況があるので、保護者や児童生徒の訴えから、学校の信頼性を失うことも含め、非常に保護者との関係性がこじれてしまうといったケースがある。
- ・今回、一例として別室登校というキーワードを挙げているが、こういったケースを踏まえ、様々な意見を頂戴して、学校に投げかけていければと考える。

〈議長〉

- ・この話は6月の県議会でも話題になった。担当課としての意見を伺う。

〈児童生徒安全課〉

- ・県教育委員会で扱っている事案においても、度々指摘や相談を受けている。いじめ防止対策推進法の23条には、学校は必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとするといった定めもあることから、被害児童生徒の心の

安定・安全のために事案によっては加害側を別室指導にする場合もある。

- ・学校教育法 11 条で児童生徒の懲戒が述べられている。これは小中学校、義務教育学校、特別支援学校の学齢児童または学齢生徒には、退学や停学はできない。事実行為の懲戒として、高校では、いわゆる特別指導が行われる場合がある。事案によっては、いじめの加害生徒を一定期間、別室にて指導するといったことも行われている状況がある。ただ、いじめに関しては、被害を受けた生徒がやむを得ず別室登校や欠席をするといった事案も少なくない状況である。
- ・場合によっては、なぜ加害側が普通の教室にいて、被害側が別室や欠席などの不利益を被らなければならないのかといったような、厳しい意見をいただくこともある。学校が対応に苦慮することもあるので、ぜひ参加者からの意見をいただければと思う。

〈千葉県PTA連絡協議会〉

- ・加害者側の保護者の思い、被害者側の保護者の思い、双方を聞く機会があった。学校職員、関係団体職員は、大変な中で対応していると思う。加害者側には、「こういったことがいじめなんだ。」「被害側はこういった被害を受けているんだ。」「犯罪にも繋がりがねない。」などのことをしっかりと伝えることが必要である。学校には関係機関と相談しながら対応してほしい。
- ・他県の話だが、仲間内のLINEで、いじめのようなやりとりを目にしている高校生がいた。保護者が、自分の子供から学校のことをよく聞くことが有効だと考える。家庭が気付いてあげられることが大事である。保護者への支援・サポート体制をつくり、子供の変化に気付くような社会や地域になっていく必要がある。
- ・大人の世界にもいじめがある。いがみ、やっかみの社会は良くない。保護者は子供の声を受け止めて、自分の子供や周囲の子供に働きかける社会にしていきたい。

〈千葉県中学校長会〉

- ・この問題については一部の地域だけではなく、県内どの学校でも起こり得る問題だと思う。そして、とても難しい問題だと感じている。いじめの問題は色々なケースがあるが、学校としては、保護者に対して説明する責任がある。加害者側であっても、保護者に理解してもらえるように別室にする根拠をしっかりと示していかなければならないと思う。
- ・例えば、加害者側があまり反省できておらず、再度いじめを行う可能性がある認められる時には、しっかりした根拠になるので、保護者に対して別室にしますと言えると思う。加害者側が、しっかり反省して、そして被害者側に謝罪もしっかり行っている。いじめを再度行う可能性も極めて低い。そういう場合で被害者が学校に来れない状況だと、なかなか別室にするという根拠を示すのは難しい。案件ごとに状況が変わるが、ケースバイケースで考えていくしかないというところに、難しさを感じている。
- ・話は移るが、児童虐待の防止等に関する法律については、虐待等が認められる場合には、「通告をしなければならない」「どんなケースであっても通告をする」という、根拠が示せる。今回の場合は、別室にすることを講ずるものとなっているが、それがイコール、別室にするという根拠にまでにはならない。どんなケースでも別室にするという根拠にはならないので難しさを感じている。
- ・もう1つ、難しいと感じてるのは、1つのいじめ案件の中に、複合的に色々な問題が絡んでいるケースが多いということである。被害者が学校に来れないのは、今回の案件だけではなく、別の案件も絡んでいるというケースもある。よくよく調べていくと、被害者も実は以前は加害者側にいたなどのケースもある。様々な問題が絡んでい

る中で、誰かを別室にしたとしても、なかなか根本的な解決には至らないだろうというところが、とても難しく感じる。

- ・学校としては、それぞれの状況や背景を的確に捉えて、その状況を見ながら、一つ一つ丁寧に、対応していくしかないというのが現状である。

〈千葉県養護教諭会〉

- ・いじめ事案に係る別室指導については、児童生徒の状況に応じて一時的に保健室で受け入れることがある。また、児童生徒が心身の不調を訴えて保健室来室をする背景に、被害を訴えるサインが隠れている場合も見受けられる。校内適応指導教室などの支援教室に行った際も養護教諭が心理的に支える立場として関わることもある。
- ・養護教諭は健康相談として、児童生徒が安心できる環境づくりを心がけながら、話に耳を傾け、辛い気持ちを受け止めて共感することで、当該児童生徒の心の安定が図れるよう努めている。
- ・また、加害児童生徒についても、背景に何らかの心理的負担を抱えたケースもあることから、別の部屋で話を聞くなど加害者側の心のケアにも配慮している。いずれも、担任やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの関係職員と連携しながら対応している。連携することが被害者加害者双方への支えとなるとともに学級や家庭環境を整えていくことにつながる。
- ・今後も、相談活動や保健室経営に関する研修を企画し、児童生徒の心身の健康をサポートする養護教諭の手助けができるよう努めてまいりたいと考えている。

〈千葉県公認心理師協会〉

- ・この問題は、難しい問題である。先の発言にもあったが、ケースバイケースであるので、一概に言えることはないという印象である。いじめを受けた側が別室に行くのは不適切だと感じる。
- ・いじめた側の子どもの別室対応については、その目的が重要だと思う。別室に行く目的は、罰ではなく、本人の成長を支援する意味合いだと思う。
- ・その目的に沿って適切に関わることで、本人の振る舞いに変化があったり、自分を省みたりすることがあれば、意味のある時間になると思う。

〈千葉県弁護士会〉

- ・いじめ防止対策推進法の「いじめ」の定義は、大きく分けて3つの要素からなる。
①一定の人的関係、②何らかの行為、③行為を受けた児童等が心身の苦痛を感じていることとまとめられている。いじめの定義に入っているものでも、被害の状況にはかなりグラデーションがある。いじめ防止対策推進法23条4項は、「必要な措置を講ずるものとする」と書いてあるが、事案によってグラデーションがある。一律の判断基準を設けるのは難しい。
- ・いじめ防止対策推進法25条が加害児童等への懲戒について定めているが、児童生徒の教育を受ける権利に変動をもたらす法的効果を伴わない、事実行為としての懲戒の一つと考えられる。
- ・懲戒については、学校教育法施行規則第26条1項に「児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。」とあり、生徒指導提要には「学校における教育目的を達成するために、教育的配慮の下に行われなければならない」と書かれている。そうであれば、懲戒の一つである別室指導を行う際にも、教育的配慮が必要

となってくる。具体的に、どのような配慮をするかについては、生徒指導提要の 103 ページから 104 ページに書かれている。懲戒の一つである別室指導の措置をとるかどうかは、多数の考慮要素を丁寧に検討する必要がある。

- 他方、懲戒権の行使は、学校、具体的には校長に広汎な裁量がある。いじめ防止対策推進法 23 条 4 項も、「学校は…必要があると認めるときには」加害児童等の別室措置等をとるものとするとして定めているので、別室措置は、学校の裁量で必要性があると認められたときにするものであり、被害児童等が権利として要求できるものではないという関連法令の建て付けになっている。
- 実際に別室指導をするかどうかについては、学校が教育的見地からその必要性の有無を適切に検討するということになる。いじめ事実があったことは明白なのに認めない。反省しない。指導を繰り返しても効果がない。再発しそう。という場合には、別室指導が必要と認められる可能性が高いと考えている。他方で、いじめ事実があったかどうか調査したが不明確。もしくは客観的にみて軽微ないじめ事実である。いじめ行為が継続していない。再発の恐れがないという場合には、別室指導をとることによる教育的効果が何か生まれるのかという疑問が出てくると考える。別室指導は、加害児童等の教育を受ける権利に対する制限が大きいものなので、特に慎重な判断が必要である。
- 実際に起きたケースを一般化したうえで紹介する。被害児童等の申告するいじめ事実と、加害児童等の認識している行為に大きな隔たりがある事案があった。被害児童等の申告するいじめ事実は、客観的には軽微なもの、不法行為等「違法」といえるものでは全くない事案である。学校は、当初、加害児童等への別室指導はしないと決めたが、被害児童等の関係者の要求が強く、加害児童等に、終期も示さないまま、数ヶ月間（学年末まで）別室指導措置をとった」という事案がある。この事案に対するいじめ重大事態の調査委員会では、この学校の行為は不適切であると評価されている。事実確認、加害児童等への説明と理解を得る手続の大切さが表れている事案と考えている。
- 被害児童等の処罰感情が強い場合、対応に学校が苦慮していることは、弁護士の業務の中で同じような内容の相談も受けることから、十分に承知している。法令の根拠としては、加害児童等に対する別室指導は、被害児童等の権利として要求できるものではないことを前提とすると、被害児童等が別室指導をしてくれと申し出ているからではなく、加害児童等への指導に対する適切さ、あるいは、被害児童等への支援として必要かどうか、そのような視点から検討する必要がある。この検討した結果を、どれだけ丁寧に根拠を説明したとしても、理解を得られない場合は少なくないと思う。客観的に見て、合理的な説明ができるのであれば、自信を持って対応していただければと思う。
- 被害児童等が教室へ戻りたいという気持ちはあるかと思うが、逆に、被害に遭い、クラスメイト全体への不信感・恐怖感がある被害児童等もいると思う。手厚いサポートを受けられる保健室登校や別室指導で被害児童等を支援し、段階的に教室に戻っていくというパターンもあるかと思う。被害児童等にとって教育的見地からよい効果があることのほうが多いように感じる。他方、被害側から、自分が別室指導をなぜ受けなければいけないのかという不遇感に対する報復措置として、加害児童等への別室指導を要望する場合もある。処罰感情が先立って、加害児童等への別室指導をとことは、教育的見地からは極めて不適切と考える。これに関連して、この時、その処罰感情を誰が申し出ているかもポイントであり、被害児童等本人なのか、あるいは保護者であるとか、関係者など、誰が話をしているか、学校に実際に通うのは被害児童等

であるので、どういうことを希望しているのか、支援として何が求められているのか、心情を丁寧に聞く必要があることや、その被害児童等の状態、病状や心身の回復状況等について、専門家の見解を求めながら、加害児童等への別室指導の可否を検討していただくことになるかと思う。

- ・加害児童等の教育を受ける権利も大事な要素であるし、別室指導を受けることで、この権利を損なう程度が相当高いので、措置をとるかどうかの判断は慎重にすべきである。いじめ対応として、優先すべきは被害児童等の支援であり、バランスを取りながら対応しなければならないのが悩ましいところだが、対応について悩んだ時には、是非スクールロイヤーに相談してほしい。ケースバイケースで、教育機関の裁量の範囲内で別室指導をやってよいのか、教育的見地からの必要性があるかどうか悩ましいと思う。スクールロイヤーに相談するのはハードルが高いと感じる現場の方もいるかと思うが、初期の段階で弁護士の見解を仰ぐことにより、法的根拠の助言を得て適切な対応につながる件数が増えていくと考えている。

〈議長〉

- ・最後に、全体をとおして意見はあるか。

〈NPO法人企業教育研究会〉

- ・別室指導の際に、学びの保障のために小学4年生から中学3年生を対象にしたオンライン授業配信「エデュオプちば」が活用できる。
- ・地域のフリースクールでは、普通の授業では得られない体験ができるので、それも活用できる。

〈議長〉

- ・皆様からの貴重な意見を本県のいじめ対策がより効果的なものになるように活かして参りたい。

6 諸連絡

7 閉 会